

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 夜間定時制高等学校給食費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 体育健康課 学校給食係 電話番号：058-272-1111(内8712)

E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,441 千円 (前年度予算額： 1,815 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,815	0	0	0	0	0	0	0	1,815
要求額	1,441	0	0	0	0	0	0	0	1,441
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・定時制通信制過程における在籍生徒数は、この数年やや減少傾向にある。
- ・家庭の経済事情により働きながら学習を続けている生徒も多く、夜間課程で学ぶ生徒の身体の健全な発達及び食生活の改善に努める必要がある。

(2) 事業内容

- ・高等学校の夜間定時制課程等に在学する有職生徒を対象として、夜間定時制高等学校夜食費補助事業を行う。
※1食あたり82円を上限とする。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県定額 82円 (上限)
※R1年度10月～学校給食用基本物資価格表による米 (一人あたり100gに換算) ・牛乳の単価
- ・ R1年度までは、H18年度のパン・牛乳の単価
- ・ 夜間学校給食への支援であり、県立学校の設置者である県が負担するのは妥当。

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,441	夜間定時制高等学校の学校給食費の補助
合計	1,441	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
第3条 夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならない。
- ・ 第3次岐阜県教育ビジョン
基本方針3 未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進
目標17 健康教育・食育の推進

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	夜間定時制高等学校給食費補助金
補助事業者（団体）	高等学校の夜間定時制課程等に在学する有職生徒 （理由）夜食費の補助であるため、生徒本人が妥当。
補助事業の概要	（目的）勤労青少年の高等学校の夜間定時制課程等への修学を促進し、教育の機会均等を保証する。 （内容）高等学校の夜間定時制課程等に在学する有職生徒を対象として、定時制高等学校夜食費補助事業を行う。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）1食あたり82円を上限として補助する。 （理由）県学校給食会が定める基本物資（米・牛乳）（米100gに換算）R1単価82円を上限に適用。
補助効果	有職生徒の食費補助として、健全な発達に寄与することが見込まれる。
終期の設定	終期 令和5年度 （理由）終期の定めがないため、事業を点検する。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>勤労青少年教育の重要性を鑑み、夜間学校給食の普及と有職生徒の健全な発育・発達を図るように努め、生活改善等に寄与する。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R16)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
①補助人数	—	98	123	97	97	100%

補助金交付実績 (単位：千円)	H31年度	R2年度	R3年度
	2,166	2,662	2,351

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	令和2年度より1食あたりの上限を82円として夜間定時制高等学校9校、在生徒781人のうち123人を対象に補助を行った。補助対象割合は15.8%であった。
	指標① 目標：178人 実績：123人 達成率：69.1%
令和3年度	在生徒766人のうち98人を対象に、1食あたり82円の補助を行った。補助対象割合は、15.0%であった。
	指標① 目標：159人 実績：98人 達成率：61.6%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____%

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	学校給食は、設置者である県が実施しなければならないことであり、有職生徒への夜間学校給食費の補助は、修学の支援として必要性が高い。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 1	在生徒数は、ここ数年減少傾向であり、そのうち有職生徒で補助対象生徒は、全体の約15%である。勤労青少年の健全な発育・発達を図ることに努め、食育の推進に寄与している。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	成年年齢の引き下げに伴い、一部手続きを減らした。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 米・牛乳の単価が今後も上がっていくことが予想されるため、補助金額の見直しの検討が必要である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 設置者である県は、夜間学校給食を継続するにあたり、補助の継続は必要である。補助金の拡充及び継続について、岐阜県高等学校定時制通信制教育振興会より要望書が提出されている。</p>
--